神奈川県

私立高等学校等の学費支援制度のお知らせ

最大で、**年間　４２０，０００円(授業料)**※＋**９９，０００円(入学金、初年度のみ)**の補助が受けられます！

※生活保護世帯又は市(町村)民税所得割額非課税世帯の場合

⇒所得や学校の授業料などの額により、実際の補助額は異なります。

① **就学支援金**　一律分相当額　年１１８，８００円(授業料)
⇒ 所得制限があります　【国補助】

＋

② **就学支援金**　加算分　年１７８，２００円(授業料)
⇒ 所得制限があります　【国補助】

＋

③ **学費補助制度**　年１２３，０００円(授業料)
９９，０００円(入学金)
⇒ 所得制限と、在住・在学要件があります
（県内在住かつ県内設置の私立高校等に在学）　【県補助】

①②③の補助制度の申請は、私立高校等への入学後、在学する学校を通して行います！
(手続き関連の書類も学校から配布されます。)

本リーフレットでは、上記の補助制度以外にも、④奨学金制度(貸付制度：原則として返還が必要)及び⑤奨学給付金制度(授業料以外の教育費への支援)を紹介しています。

私立高校に行きたいけど、
学 費 が 不 安 だ な あ …

神奈川県が応援します！
私 立 高 校 等 へ の 進 学 を 、
あ き ら め な い で ！

この内容は平成２６年度のものです。平成２７年度以降制度が変更となる場合は、改めてお知らせします。
各支援制度の詳細は、リーフレット 2～4ページをご覧ください。

問い合わせ先
P２(上の①～③)の補助金：在学する学校 又は 県 **私学振興課**　**電話(０４５)２１０-３７９３**
P３・４の貸付金及び給付金：**各問い合わせ先へ**　平日8:30-12:00、13:00-17:15
神奈川県　学費支援　検　索　http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f328/

○平成２６年度 授業料・入学金補助制度

※平成27年度以降は変更となる場合があります。

〔国補助〕 授業料補助 高等学校等就学支援金 (①一律分相当額・②加算分)

- 「①一律分相当額」：保護者の市町村民税所得割額が304,200円未満の世帯に118,800円補助。
- 「②加算分」：保護者の所得に応じて59,400円、118,800円又は178,200円を「①一律分相当額」に加算。

(1) 補助対象の方

- 私立の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、専修学校一般課程(※1)、各種学校(※1,2)に在学していること。 (ただし、高等学校等を卒業した方や在学した期間が通算して36ヶ月を超える場合は対象外)
  - ※1 一定の国家資格者養成施設の指定校
  - ※2 高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの
- 保護者の住民税の内、市町村民税所得割額が下記の「(３)補助額」 の表の１～６の区分のいずれかに該当すること。

(2) 申込手続

- ４月頃(４月～６月分)と６月頃(７月～翌年の６月分)に在学する学校に申請。
  →在学する学校から申請についての案内があります。

〔県補助〕 授業料補助・入学金補助 ③ 私立高等学校等生徒学費補助金

- 県内在住、かつ県内設置の私立高校等に在学の方に対し、保護者の所得に応じて補助。(学校が保護者へ補助した場合に、県が学校に補助。)

(1) 補助対象の方

次の３つの要件をすべて満たしている方です。

1 生徒と保護者が共に県内に在住していること。

2 神奈川県内設置の私立の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学していること。
  ＊ 他都道府県認可の広域通信制高校及びその「技能連携校」や「サポート校」は対象外です。

3 保護者の平成26年度の住民税の内、市町村民税所得割額が下記の「(３)補助額」の表の１～５の区分のいずれかに該当すること。

(2) 申込手続

- ６月頃に在学する学校へ申請。
  →在学する学校から申請についての案内があります。

(3) 補助額

区分(所得基準は、各欄の「**市町村民税 所得割額**」)		年収目安	授業料支援額合計	①就学支援金(一律分相当額)授業料年額分	②就学支援金(加算分)授業料年額分	③学費補助金授業料年額分	③学費補助金入学金分
1	所得区分Ⅰ **(生活保護世帯)**	－	420,000円	118,800円	178,200円	123,000円	99,000円
2	所得区分Ⅱ **(市町村民税 所得割非課税世帯)**	250万円程度未満	420,000円	118,800円	178,200円	123,000円	99,000円
3	所得区分Ⅲ **(市町村民税 所得割額 51,300円未満世帯)**	250～350万円程度未満	390,000円	118,800円	118,800円	152,400円	99,000円
4	所得区分Ⅳ **(市町村民税 所得割額 154,500円未満世帯)**	350～590万円程度未満	299,400円	118,800円	59,400円	121,200円	99,000円
5	所得区分Ⅴ **(市町村民税 所得割額 207,900円未満世帯)**	590～750万円程度未満	193,200円	118,800円	対象外	74,400円	99,000円
6	区分外 **(市町村民税 所得割額 304,200円未満世帯)**	750～910万円程度未満	118,800円	118,800円	対象外	対象外	対象外
7	区分外 **(市町村民税 所得割額 304,200円以上世帯)**	910万円程度以上	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外

＜所得基準となる「**市町村民税 所得割額**」の確認書類＞
- 「市町村民税･県民税特別徴収税額通知書」･「市町村民税･県民税納税通知書」(5～6月頃、勤務先または市町村から配付)
- 「課税証明書」(お住まいの市区町村の住民税の窓口で発行)

※ 表中の「年収目安」は、モデル世帯の額です。(夫婦のいずれかお一人だけが働いている4人世帯で、子ども2人、うち高校生1人。)
※ 市町村民税所得割額は、生徒の父母の市町村民税所得割額を合計します。(父母が別居中などの場合も、合計します。)
※ 表の金額が補助の上限額ですが、学校への納付額の方が下回る場合、その額が上限額となります。
※ 「就学支援金」：4月～6月分は前年度の市町村民税所得割額が基準、7月～翌年6月分は当年度の市町村民税所得割額が基準。

このページへの問い合わせ先

神奈川県県民局次世代育成部**私学振興課** **電話(０４５)２１０-３７９３** 平日8:30-12:00、13:00-17:15

神奈川県 学費支援 検 索 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f328/